

鳥取県立米子工業高等学校 部活動に係る方針

1 目標

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する。
- (2) 「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」・「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」を遵守する。
- (3) 各顧問が各部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。
- (4) オフシーズンを明確にして活動する。
- (5) 顧問は、適切な指導及び事故防止を徹底する。

2 活動について

- ① 休養日：原則として、週末（長期休業中も含む）のいずれかを含む週1日以上とする。  
※別紙「活動計画表」参照
- ②活動時間：学期中は原則として、長くても平日は3時間程度、学校の休業日は4時間程度とする（朝練習等を行う場合の時間も含む）。
- ③参加する大会：原則として、県高体連・高文連主催、共催の大会とする。  
その他の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、校長が許可した場合のみ認める。
- ④その他
  - ・試験の1週間前（土日含む）は原則として、部活動を行わないこととする。
  - ・長期休業中の部活動休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
  - ・週末に大会等で活動した場合は、部活動休養日を他の曜日に振り替える。

3 部の運営について

- (1) 体罰等、不適切な指導の禁止について
  - ・部活動顧問、外部指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等の無い指導に徹する。
- (2) 保護者との連携・協力について
  - ・年度当初に、顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、休養日、活動時間および必要な経費等を示し、理解を得た上で活動する。
  - ・必要に応じて、保護者会を開催する。
- (3) 熱中症等による事故防止について
  - ・「熱中症予防運動指針」等を参考に、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努める。